

平成三十年五月十五日受領
答弁第一六九号

内閣衆質一九六第二六九号

平成三十年五月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員初鹿明博君提出水俣病の「救済が終わった」というチツソ社長の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出水俣病の「救済が終わった」というチツソ社長の発言に関する質問に対する答弁書

一及び二について

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第四条第二項の規定による水俣病に係る認定の申請がされ、また、水俣病に関して損害賠償等を求める訴訟が提起されている状況を踏まえれば、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第十三条に規定する「救済の終了」とは言い難いと考えており、そのため、環境大臣として、同法第十二条第一項の承認をすることができる状況にはないと認識している。

三について

御指摘のような発言に関する報道があったことは承知しているが、その発言の具体的内容は承知しておらず、政府として見解を述べることは差し控えたい。